

上尾市学生消防団活動認証制度実施要綱

令和2年8月18日
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団員としての活動（以下「消防団活動」という。）に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学、大学院又は専門学校（以下「大学等」という。）に在学する者（大学等を卒業して3年以内の者を含む。以下「大学生等」という。）について、その功績を認証することにより、大学生等の就職活動を支援するとともに、将来の地域防災の担い手となる若年層の消防団への入団を促進し、及び大学生等の消防団員の士気を高揚させ、もって地域防災力の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 認証（第4条第1項に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、市内に居住する大学生等であって、大学等に在学中に上尾市消防団において継続的に消防団活動をした期間（上尾市消防団において消防団活動をする前に他の市町村が設置する消防団において消防団活動をした期間がある者にあつては、当該他の市町村が設置する消防団において消防団活動をした期間を合算した期間）が1年以上である者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請)

第3条 認証を希望する大学生等（以下「認証対象者」という。）は、消防団長に認証推薦依頼書（第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定により認証推薦依頼書を提出された消防団長は、認証対象者に顕著な実績があると認め、認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦する場合は、認証推薦書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の規定により認証推薦書が提出されたときは、認証対象者が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収

め、地域社会へ多大なる貢献をしたかどうかについて審査を行い、当該認証対象者の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、前条第2項の規定により認証推薦書を提出した消防団長（以下「推薦者」という。）に対して、認証推薦書に記載された実績を確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。

（認証決定通知書等の交付）

第5条 市長は、前条第1項の審査により認証をすることを決定したときは、推薦者に対して、学生消防団活動認証決定通知書（第3号様式）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の審査により認証をしないことを決定したときは、推薦者に対して、学生消防団活動審査決定通知書（第4号様式）を交付するものとする。

（認証状等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の審査により認証をすることを決定した認証対象者（以下「被認証者」という。）に対して、上尾市学生消防団活動認証状（第5号様式。以下「認証状」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、上尾市学生消防団活動認証証明書（第6号様式。以下「認証証明書」という。）を随時交付するものとする。

（認証の取消し）

第7条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 被認証者が刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実の誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 被認証者が公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、被認証者として不適切であると判断され

る行為があった場合

2 前項の規定により認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市長に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。